

公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、高知県外に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。第 1 第 8 号において同じ。）のうち、南国市が発注する建設工事（同法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日

南国市長 平山 耕三

第 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）における事項において、資格審査を受け、南国市競争入札参加資格有資格者名簿に登録された者とする。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する者
- 2 資格審査を申請する業種について、審査基準日までに建設業法第 3 条第 1 項に基づく建設業の許可を受けていない者
- 3 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年南国市規則第 2 号）第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 4 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 5 直前 1 年間に手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- 6 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 7 審査基準日前の直近の 7 月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者
- 8 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）
 - （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

第 2 申請書の提出時期及び方法

1 申請書提出期間

令和 5 年 12 月 1 日（金） ～ 令和 5 年 12 月 28 日（木） 午後 10 時

2 提出書類

高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱第3条第4項及び第6項による。

3 有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

4 申請書の提出先及び提出方法

高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱第2条の2及び第3条第4項により、高知県入札参加資格共同電子申請システム（<https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>）を使用して申請を行うこと。

第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 第1の1～8に掲げる事項のいずれかに該当することとなった者
- 2 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、または虚偽の記載をした者

第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。ただし、年度途中での入札参加資格申請業種の追加はできない。

第5 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者。
- 2 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者。

第7 その他

南国市上下水道局が発注する水道事業の一般競争入札においても南国市競争入札参加資格有資格者名簿を準用するため、上下水道局への別途提出は不要です。